



平成27年10月号（隔月発行）

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115


電話だけじゃない！


インターネットを利用して忍び寄る詐欺業者に注意！


オッサンだから
大いびき


きりばたん


オレオレ詐欺に始まり、振り込め詐欺、特殊詐欺と呼び方や手口は変化しますが、ずっと以前からインターネットを利用した詐欺被害は無くなりません。継続して注意喚起が必要です！


 インターネットを利用した詐欺ってどんなものがあるの？


 出会えない出会い系サイト、偽ブランドショップ、アダルトサイトなどの架空請求、ギャンブル必勝法、情報商材や精力剤などの詐欺的販売・・・


 そんなにあるの？よくわからないな。


 オッサンにはメールに迷惑メールは来ないかい？


 たくさん来るよ。一度来るといくら拒否してもきりがないね。

 迷惑メールの多くはこうした詐欺業者によるもので、毎日大量にメールが来るのは、それだけ詐欺の被害に遭ってお金をとられてしまう人が多いからだと考えられるよ。


 なるほど・・・でも、なぜあんな迷惑メールや怪しいサイトで詐欺の被害に遭ってしまうの？


 考えるに、メールは携帯電話などで受信すると24時間常に受信したことが分かる上に、情報伝達に閉鎖性があるので、怪しいと思って人に相談したりじっくり考えたりする機会が奪われる傾向にある。自分に話かけている人を無視するのは結構難しいのだと思うよ。


 そういう特徴があるからなかなかなくならないのかな・・・被害の実態はどうなの？


 国民生活センターや札幌市、北海道の消費生活相談の報告などをみると、平成26年ごろからはインターネット・コンテンツに関する相談は相談件数でトップになってしまった。通信契約などの詐欺的なもの以外もあるけれど、ネットを利用


する人口が全世代に広まりつつあるので、今後も注意が必要だ。


 原則は知らないメールなどは「無視をする」でいいんだよね？


 そう、それが重要。例えばちょっとアダルトサイトを閲覧してしまった経験があっても、おかしな請求に対しては業者には直接連絡をせず、恥ずかしがらずに各種相談機関に相談することが大事だ。インターネットによる消費者契約は主に特定商取引法という法律の通信販売に規定があり、詐欺的なものは、それに違反するような場合や、そもそも架空請求であったり、暴利行為のものも多いんだ。

 アダルトサイトの架空請求が世代を問わず多くの被害が出ているんだよね。

 そうなんだ。小学生からご年配まで、また男女問わずあるのが特徴だ。人の羞恥心を利用して架空請求するのは全く悪質だ（怒）。

 仮に、電話やメールをしてしまって自分の情報が知られてしまったらどうすればいいの？

 ひどい業者の場合は怒鳴ったり脅したりして支払わせようとする場合もある。そういうときは消費者センターや、司法書士・弁護士に相談すべき。

 詐欺業者にお金を支払ってしまった場合は取り返すことができるの？

 やはり難しいケースも多いけれど、取り返した事例もある。銀行振り込みをした銀行口

座を凍結したり、クレジットカード決済を止めることが出来る場合もある。



お金を支払う方法が多様化しているのも特徴だね。



被害者の話を聞いたら、「コンビニで支払ったけど、どのようなシステムのものかわからない」ということもある。コンビニ収納代行、電子マネー、プリペイドのクレジットなどもあり、支払った控えの情報がないとお金の流れがつかめなくなるんだ。



インターネットは便利だけど、仕組みがよくわかってないものを悪い業者に利用されているんだね。



被害にあっても、仕組みが複雑であったり匿名性が守られていたりで被害回復などの法的救済がしにくい面は確かにある。法改正が必要だと思われるものも沢山あるけれど、なかなか追いついていないのが現状だ。今後もネット社会は続くのだから、「気をつけよう」だけじゃなく、安心して使えるルール作りも必要だよ。

インターネット詐欺被害の根の深さ

インターネットを利用した悪質な詐欺的商売は一大市場を築いたように思われます。もっとも懸念するのは、若者がこの商売の「加害者」に簡単になれる仕組みです。出会えない出会い系サイトのサクラメールを送信するバイトや、悪質な商品を通信販売している業者に就職したという話を直接聞いたことがあります。彼らは、割のよいバイトで被害者の顔も見えず罪悪感もなく働くようになります。ゲーム感覚で楽しんで儲かり、他のバイトよりもよく思ってしまうそうです。

毎日大量に届く迷惑メール、送る方は文案を考えて反応（被害）があるとボーナスがもらえるからと、一生懸命人を騙す文案を工夫するとも聞いたことがあります。

迷惑メールの数だけ、そんな悪意が若者らを巣食っているかと想像すると、無視してはられない問題です。

最低賃金が変わりました！

平成27年10月8日から、北海道の地域別最低賃金が1時間あたり、764円になりました。

正社員の方もアルバイトの方も、一度ご自分の時間給を計算してみてくださいね。この最低賃金を下回っている場合は、差額が請求できます。

司法書士会からの

お知らせ

●「労働トラブル110番」開催のお知らせ●

解雇、残業手当、派遣切り、職場でのセクハラなど、お仕事に関連するご相談を幅広く受けいたします。

<電話相談>

★開催日時 平成27年11月23日（月・祝）
10:00～16:00

★相談方法 電話相談

★相談料 無料（通話料は相談者ご負担）

★電話番号 011-522-5576

（11月23日のみつながります。）

※ご相談が集中した場合、つながりにくくなることがあります

♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪♪

●北海道ブロック司法書士協議会が主催するラジオ番組のコーナーが毎週月曜日に放送されています●

AIR-G 「brilliant days」

毎週月曜日 9時50分～10時まで（10分）

番組コーナー名「bd 教えて！司法書士さん！」

FM 80.4Mhz

ぜひご視聴下さい！

編集後記

私事で恐縮ですが、遅ればせながらようやく私のところへも花嫁がやってきました。よく「果報は寝て待て」といいますので、割とのんびり構えて惰眠をむさぼっていたのですが…寝ても覚めてもいっこうに花嫁の人影すら浮かび上がらず、こりゃもうこのまま永眠に向かってまっしぐらみたいけどまあいいや！と腹を決めた矢先の逆転劇。私自身がビックリです。あるんですね、こんなことが。

お陰様で先日つつがなく披露宴を行うことができました。もちろん本紙編集メンバーにも祝ってもらいましたし、妻の同僚の皆様にはとても見応えある余興を演じていただきました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。素敵なひとときでした。

そして今では、一膳のごはん、一杯のお茶につけてもこれまでとはまた違った味わいを感じています。もちろんモノの品質ではなく、私の方が変化しているのですね。人生の変化が、新たな視点を私にもたらしてくれることでしょうか、それを本紙に還元できればと思っています。オッさん38歳のリニューアル、心機一転がんばります！（オッさん）